

CM技術者訓練機関の審査承認基準

- 1 適用範囲 本基準は、CM技術者認証機関が実施するCM技術者訓練機関及びCM技術者訓練センター（以下、機関/センターという）に対する審査に適用する。
- 2 引用規格 次に掲げる規格は、引用された範囲内でこの審査承認基準の一部とみなす。なお、年版の表示のない規格については、最新版を適用する。
 - (1) ISO 18436-1「機械の状態監視及び診断－技術者の訓練及び認証に関する要求事項－第1部：認証機関及び認証課程に関する要求事項」
 - (2) ISO 18436-3「機械の状態監視及び診断－技術者の資格及び評価に関する要求事項－第3部：訓練機関及び訓練課程に関する要求事項」
 - (3) ISO 18436-7「機械の状態監視及び診断－技術者の資格及び評価に関する要求事項－第7部：サーモグラフィ」
- 3 審査基準 審査の基準はISO 18436-3の訓練機関及び訓練課程に関する要求事項による。
- 4 審査の実施 審査は、CM技術者訓練機関審査委員会が行うものとする。
 - 4.1 初回審査 審査は書類審査とするが、必要に応じて実地審査を行うことができる。実地審査を行う場合は、新たに申請した機関/センターと日程を調整の上、決定する。
 - 4.1.1 予備審査 申請機関/センターから提出された審査申請書及び提出書類が整っていることを確認する審査であり、不足している提出書類等があった場合には、追加提出を求める。
 - 4.1.2 書類審査 申請機関/センターから提出された審査申請書に記載の文書及び記録が、3項の審査基準に対して適正であるかを審査する。
 - 4.2 更新審査 初回承認日からから5年目を迎える前に更新審査を実施する。審査の内容は、初回審査と同じとする。
 - 4.3 審査料の請求 審査料は「CM技術者訓練機関の審査料・登録料・審査員手当に関する規則」により、審査完了後、申請の機関/センターへ審査料を請求する。
- 5 審査結果の承認 CM技術者訓練機関審査委員会は、審査の結果をCM技術者認証運営委員会へ報告し、CM技術者認証運営委員会が合否を決定する。審査結果の通知は、原則、審査を開始してから1か月以内に実施する。
- 6 合否判定基準 CM技術者認証運営委員会は、CM技術者訓練機関審査委員会から報告された内容が以下の条件を満足する場合に、審査結果を合格と判定し、それ以外を不合格とする。
 - 6.1 初回審査 以下の全てを満足する。
 - (1) 書類審査で適正であること
 - (2) 実地審査を実施する場合は、書類審査及び実地審査で適正であること
 - 6.2 更新審査 以下の全てを満足する。
 - (1) 書類審査で適正であること
 - (2) 実地審査を実施する場合は、書類審査及び実地審査で適正であることなお、「適正である」とは、3項の審査基準に対する要求事項をすべて満たすことである。
- 7 登録 CM技術者認証運営委員会により、承認された訓練機関に登録料及び維持管理料を請求し、入金確認後に訓練機関リストへの登録を行い、CM技術者訓練機関承認証を発行する。